

入 札 公 告

下記の通り一般競争入札を行いますので、松江市財務規則(平成17年松江市規則第47号)第51条に基づき公告します。

令和8年9月30日

松江市長 上定 昭仁

記

1. 工事概要

工事名	令和7年災第77号道路災害復旧工事	(以下「本件工事」という。)
工事場所	松江市宍道町	
予定工期	本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間【フレックス方式】を設定した工事である。 受注者は、発注者が示した全体工期の中で、工期の始期日及び終期日を任意に設定することができる。 詳細は、「余裕期間設定工事に関する特記仕様書」による。 全体工期:139日間(全体工期の終期日は令和9年3月24日とする) なお、本件工事の入札参加希望者は、本工事の競争参加資格確認資料を提出する際に、「工期通知書」を添付し、工期の始期日及び終期日を通知するものとする。	
工事概要	復旧延長 L=11.0m ・吹付砕工 L=210m ・枠内吹付工 A=120m ²	
工事担当課	都市整備部道路課	

2. 日程

項 目	期 日	時 刻	摘 要
競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下、「申請書等」という。)の受付期間	開始	令和8年10月1日 木曜日	9:00
	終了	令和8年10月26日 月曜日	12:00
設計図書の販売期間	開始 (該当しない)		設計図書を販売する場合のみ
	終了 (該当しない)		
質問提出期限	令和8年10月19日 月曜日	12:00	
質問回答期限	令和8年10月21日 水曜日	-	
入札書提出日時	開始	令和8年10月27日 火曜日	9:00
	終了	令和8年10月28日 水曜日	16:00
開札日時	令和8年10月29日 木曜日	9:00	

3. 入札及び支払い条件

(1) 入札条件

総合評価方式	特別簡易型を適用する。
低入札価格調査制度	適用する
最低制限価格	設定しない

(2) 支払い条件

前金払い	請負代金額の100分の40以内
中間前金払い	請負代金額の100分の20以内
部分払い	1回以内

※ 契約締結時に中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択できる(契約後の変更は不可)。

※ 本件工事の前払金は、工期の始期日までは請求できない。

4. 入札に参加する者に必要な資格(以下、「競争参加資格」という。)

入札参加資格業種	とび・土工・コンクリート工事
許可業種	とび・土工工事業
許可区分	指定なし
格付け 又は総合点数	指定なし
営業所所在地	建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。
工事实績等	下記①②を全て満たすこと。 ①令和7・8年度入札参加資格申請時の経営事項審査における法面処理工事の年平均工事高が1000万円以上あること。 ②モルタル吹付工事の施工機械を保有(継続的なリース契約を含む)していること。
配置技術者	建設業法に基づく、主任技術者又は監理技術者を配置すること。 監理技術者にあつては、とび・土工工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。

5. 入札手続き等

(1) 申請書等において特に必要な書類

なし

(2) 設計図書の入手方法

入札情報サービス(PPI)からダウンロードすること。 <https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>

(設計図書を販売する場合の販売場所)

(該当なし)

6. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び配分点

同種工事 法面処理工事

同種工事は、一般土木工事、法面処理工事、舗装工事、一般建築工事、電気工事、管工事の6種類とする。

一般土木工事は「松江市建築工事成績評定基準」により評定した工事、法面処理工事又は舗装工事を除く土木一式工事とする。

電気工事及び管工事は「松江市建築工事成績評定基準」により評定した工事に限る。

評 価 項 目		配分点(最大点)
企業の評価	松江市が発注し令和3年度～令和7年度に完成した同種工事の成績評定点の平均点	6
	令和3年度から令和7年度までの同種工事の施工実績	2
	優良建設工事表彰実績(市長及び整備局、島根県優良工事表彰)	2
技術者の評価	若手・中堅・専任指導技術者の配置	2
	配置技術者が保有する資格	1
	平成28年度から令和7年度までの同種工事の施工経験	2
	優良建設工事表彰実績(市長及び整備局、島根県優良工事表彰)	2
地域貢献	道路愛護団、公園清掃ボランティア、河川愛護団の実績	2
	育児・介護休業に関する制度	0.5
	障がい者雇用の実態	0.5
	健康づくり・健康経営の認定又は登録	0.5
	若手技術者、女性技術者、若手従業員の新規雇用	1
	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	1
加 算 点 の 合 計		22.5

(2) 提出する書類

入札参加希望する者は、電子調達システムにより総合評価技術資料(以下「技術資料」という。)を、申請書等と同時に提出しなければならない。期限までに技術資料を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。

提出期限以降の訂正、差し替えは、軽微な誤記の修正等を除き認められない。

(3) 技術資料の内容及び様式

① 技術資料表紙 (様式-1)

② 企業の評価

(ア) 企業の工事成績評定点 (様式-2)

(イ) 企業の施工実績 (様式-3)

(ウ) 企業の優良建設工事表彰の実績 (様式-4)

③ 配置予定技術者の評価

(ア) 若手・中堅・専任指導技術者の配置 (様式-5)

(イ) 配置予定技術者の資格等 (様式-6)

(ウ) 配置予定技術者の施工経験 (様式-7)

(エ) 配置予定技術者の優良建設工事表彰の実績 (様式-8)

④ 地域貢献

(ア) 地域貢献 (様式-9)

道路愛護団、公園清掃ボランティア、河川愛護団、育児・介護休業制度

障がい者雇用の実態、健康づくり・健康経営の認定又は登録、若手技術者、女性技術者、若手従業員の新規雇用、

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

技術資料の様式は、本件工事の入札説明書による。

(4) ペナルティ

① 技術資料に記載事項の不履行又は、虚偽の記載があったことが契約後判明した場合は、通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。

② 「若手・中堅技術者の育成」において申請した若手・中堅技術者及び専任指導技術者が、受注者の責めに帰すべき事由により工事の全期間に配置されず正当な理由が無い場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。

③ 「若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用」として申請した者が、受注者の責めに帰すべき事由により工事期間中継続雇用されず正当な理由がない場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。
※②及び③において、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして発注者が承認した場合は、この限りではない。

④ 建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用※することを確約した場合において、正当な理由がなく活用を行わなかった場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。
※活用とは、建設現場にカードリーダーを設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。蓄積する技能労働者の範囲は問わない。

(5) その他の事項

技術資料のファイル形式	PDF形式	
技術資料の提出期間	2.に示す申請書等の受付期間と同じ。	
総合評価の様式の入手方法	入札情報サービス(PPI)からダウンロードすること。 https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/	
技術資料に関する説明会	行わない。	
技術資料に関する質問	質問方法及び回答方法	設計図書に関する質問の方法と同じ。
	提出期限及び回答期限	設計図書に関する質問の期限と同じ。
技術資料に関するヒアリング	行わない。	

7. 落札者の決定方法

(1) 評価値

総合評価の各評価項目得点合計(加算点という)に標準点(100点)を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

技術評価点 = 標準点(100点) + 評価項目毎の加算点

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格

(2) 落札者の決定方法

① 予定価格の範囲内で、評価値の最も高い者について入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上ある場合はくじ(電子くじを含む。)により順位を付け、その上位の者から入札参加資格要件を審査する。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、最低価格の入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

② 落札者の決定は、開札後出来るだけ速やかに行い、結果を通知の上、入札情報サービス(PPI)にて公表する。

8. 入札の失格

※ 本件工事において低入札価格調査制度を適用しない場合は、本項は適用しない。

次の入札者は失格とする。

① 松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領(以下「低入札要領」という。)に基づく数値的判断基準に適合しない者及び価格失格基準(調査基準価格の97%以上であること)に適合しない者

② 低入札要領に基づく低入札価格調査(以下「低入札価格調査」という。)において、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しない者

③ 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がなされないと判断された者

9. 調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合の措置

※ 本件工事において低入札価格調査制度を適用しない場合は、本項は適用しない。

(1) 契約条件

契約保証金	請負代金額の100分の30以上
前金払い	請負代金額の100分の20以内

(2) 配置技術者

① 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事においては、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。

② 本件工事の落札者が「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第15条第4項に該当する者である場合は、配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者1名を現場に専任(本工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。)で配置すること。なお、追加する技術者は引続き3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

(3) 契約不適合責任

松江市公共工事請負契約約款第45条に規定する契約不適合責任期間は4年とする。ただし、設備機器本体等にあつては、発注者の検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については2年とする。また、当該期間中は「低入札価格工事に係る契約不適合責任期間中の現場調査及び報告要領」により、受注者において年1回現場調査を行い、施設管理者に報告するものとする。

(4) 入札参加の制限

本件工事の成績評定点が70点未満であったときは、工事成績評定通知の日の属する年度及び翌年度において、松江市が発注する工事の入札に参加することができなくなる。

10. 共通事項

上記に掲げるもののほか、別紙「建設工事一般競争入札公告共通事項」による。

11. 問合せ先

松江市財政部契約検査課

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 電話 0852-55-5403 FAX 0852-55-5570